

手当・年金等

■障害年金（身体・知的・精神）

| 区分 | 支給対象 | 窓口 |
|-------------------------|--|--------------------------|
| 国民年金 [障害基礎年金] | ・国民年金に加入している期間中に生じた病気やケガによって障がい者になった場合に支給されます。（障がいの程度に関する定め、及び納付要件があります。） | 国保年金課 0538-37-4833 |
| 厚生年金 [障害厚生年金] | ・厚生年金に加入中の障がいで、障害基礎年金が受けられるときに、あわせて障害厚生年金1級又は2級が受けられます。 ・障がい状態が軽い時は3級の障害厚生年金又は障害手当金が受けられます。 | 浜松東年金事務所 053-421-0565 |

■心身障害者扶養共済制度（身体・知的・精神）

■加入できる方…

将来独立自活することが困難であると認められる心身障害者（1～3級の認定を受けた身体障害者、知的障害者及び精神又は身体に永続的な障害のある方で、前に掲げたものと同程度の障がいと認められる方）の保護者で、加入時に次の条件に該当する方。（2口まで加入できません。）

- ① 県内に住所を有する方
- ② 65歳未満の方（年齢計算は毎年4月1日現在の年齢）
- ③ 特別の疾病又は障害を有しないこと

■掛金…

加入者の年齢によって1口月額9,300円～23,300円に区分されています。
2口加入される方は、1口の掛金プラス加算掛金（9,300円～23,300円）となります。（1口目に限り、市民税非課税世帯の方には市の一部助成があります。）

■支給額…

加入者が死亡又は重度障害になったときは、毎月2万円（2口加入の場合は4万円）が心身障害者に死亡するまで支給されます。

■加入申請に必要なもの…

- ・ 加入者及びその扶養する心身障害者の住民票の写し
- ・ 加入申込者告知書
- ・ 障害証明書（各種障害者手帳、障害年金証書等）

■弔慰金について…

心身障害者が加入者（保護者）より先に死亡したとき、加入期間に応じた金額が弔慰金として支給されます。
ただし加入期間が1年以上経過していることが条件です。請求には、加入者の住民票の写しと心身障害者の削除された住民票の写しが必要です。

■窓 口…福祉課障害福祉グループ（各支所は市民生活課市民生活グループ） 業務窓口一覧（P69）参照

手当

| 区分 | 支払月 | 支給対象 |
|----------|--------------------------------------|--|
| 特別障害者手当 | 2月 ・ 5月 ・ 8月 ・ 11月 | <p>満20歳以上の重度障害者で</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 身体障害者手帳2級程度(国民年金法障害年金1級程度)以上の障がい重複する方 ○ 身体障害者手帳2級程度の障がいと3級程度の障がい2つ、合計3つ以上の障がい重複する方 ○ 身体障害者手帳2級と療育手帳(最重度)の障がい重複する方 ○ 精神に障がいを有する人で常に介護を必要とする方 ○ 上記と同程度の障がいを有する方 |
| 障害児福祉手当 | 2月 ・ 5月 ・ 8月 ・ 11月 | <p>満20歳未満の重度心身障害児で</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 身体障害者手帳1級及び2級(一部)の方 ○ 精神に障がいを有する人で常に介護を必要とする方 |
| 特別児童扶養手当 | 4月 ・ 8月 ・ 11月 | <p>20歳未満であって、次の状態にある方を養育している方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 身体障害者手帳1・2・3級と4級の一部、または上記と同程度の障がいを有している方 ○ 療育手帳A又はBの一部を有する方 ○ 上記と同程度の障がいを有する方 |

※上記支給対象の手帳等級等は、あくまでも目安であり、実際の認定には原則として、所定の診断書による審査が必要になります。

■窓 口…福祉課障害福祉グループ(各支所は市民生活課市民生活グループ) 業務窓口一覧(P69)参照

| 支給制限 | 手当申請に必要なもの |
|---|---|
| 1. 本人又は扶養義務者の所得が一定以上あるとき 2. 施設等に入所しているとき 3. 3ヶ月を超えて入院しているとき | 1. 身体障害者手帳及び療育手帳 又は精神障害者保健福祉手帳 2. 普通預金通帳 (ゆうちょ銀行以外で本人名義のもの) 3. 年金の収入額がわかるもの (年金振込通知書・振込預金通帳) 4. 所定の診断書 5. 所得のわかるもの(1月1日現在市外在住の方) 6. 同一世帯全員のマイナンバー |
| 1. 本人又は扶養義務者の所得が一定以上あるとき 2. 施設等に入所しているとき | 1. 身体障害者手帳及び療育手帳 又は精神障害者保健福祉手帳 2. 普通預金通帳 (ゆうちょ銀行以外で本人名義のもの) 3. 所定の診断書 4. 所得のわかるもの(1月1日現在市外在住の方) 5. 同一世帯全員のマイナンバー |
| 1. 本人又は扶養義務者の所得が一定以上あるとき 2. 施設等に入所しているとき | 1. 身体障害者手帳及び療育手帳 又は精神障害者保健福祉手帳 2. 所定の診断書 3. 戸籍謄本 (発行から1ヶ月以内のもの) 4. 振込先口座申出書 (金融機関で証明を受けたもの) 5. 同一世帯全員のマイナンバー |